

香美町教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画  
【令和8（2026）年度～令和11（2029）年度】

令和8年3月  
香美町教育委員会

# 香美町教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定するものである。

### (2) 本町の現状

本町では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、これまでから県の「教職員の勤務時間適正化対策プラン」による取組をはじめとして、実効性が上がる業務見直しの先進事例集を活用するなど、各学校の実態に応じた取組を進めてきた。

令和2（2020）年4月には、業務量の適切な管理に関する規則（県規則）及び方針が策定され、これらに基づき、本町における働きがいのある職場づくりに関する方針を示し、教職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るための取組を進めている。

令和5（2023）年度には、県により、これまでの取組による成果と課題をとりまとめた業務の削減・効率化のための「学校業務改善に関するガイドライン」が策定され、令和6（2024）年度に、中教審答申や国の通知を受け、市町組合教育委員会と連携・協働した全県共通目標及び全県共通取組が設定された。

令和7（2025）年5月には、県より保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージが発出され、本町においても周知を図り、全県一丸となって取り組んでいる。

こうした取組の結果、香美町立学校における一人あたりの平均の時間外在校等時間は月平均で30時間を下回っている。一方、年間のうち、ひと月でも過労死等との関連が指摘される月80時間を超えた教育職員は4人（0.2%）である。（令和6（2024）年度）

### 【香美町立学校の令和6（2024）年度の時間外在校等時間の状況】※1

項目	人数	割合
一人あたり年間平均時間外在校等時間 約306時間（月平均：約25時間30分）	—	—
1箇月時間外在校等時間 80時間超※2	4人	0.2%
1箇月時間外在校等時間 60時間超※2	114人	6.3%
1箇月時間外在校等時間 45時間超※2	328人	18.1%

※1 教育職員 151人の状況

※2 令和6年度においてひと月でも月80時間、60時間、45時間を超えたことがある教育職員の延人数

## 2 計画期間

令和8（2026）年度から令和11（2029）年度（4年間）とする。

## 3 目標

### （1）時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、すべての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間以下の割合：100%
- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合：100%
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度
- ・1年間時間外在校等時間：360時間以下

### （2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・年次休暇を年間10日以上取得する割合：100%  
【R6（2024）県実績：平均13.7日、10日以上取得 70.8%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスク値（総合）120以上の所属数：0所属  
【R6（2024）県実績：3所属】

※「健康リスク値（総合）」は、公立学校共済組合のストレスチェック結果をもとに算出される指数で、全国平均を100とした相対値。120以上は、全国平均と比べてストレス負荷が高く、健康への影響が懸念される状態を示す。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置

### （1）業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和6（2024）年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

#### ① 教職員の意識改革

##### ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

##### イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の完全実施

- ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施
- ・ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）する日を週2日以上実施

##### ウ 「業務改善プロジェクトチーム」の設置

- ・全小中学校に設置し、業務改善の取組について協議するプロジェクトチーム会議を開催

#### ② 業務の整理とマネジメント

##### ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

※本計画3ページに、「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組内容を記載

- イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守
  - ・「ノー部活デー」の実施 【再掲】
  - ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度
- ③ ICT活用による業務の効率化
  - ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化
  - イ 担当者研修会の実施
    - ・ICT活用指導力向上に関する研修の実施
  - ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用
    - ・統一のシステムやアプリの導入を検討
    - ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備
- ④ 「チーム学校」としての業務改善
  - ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進
  - イ 外部人材の積極的な活用
    - ・スクールサポートスタッフ、事務補助員、部活動指導員等の外部人材の積極的な活用
- ⑤ 制度・仕組みの見直し
  - ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
    - ・学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施
  - イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し
    - ・好事例集を生かした取組の推進
  - ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
    - ・照会・回答様式や提出方法の工夫及び頻度の見直しを実施
- ⑥ 執務環境の整備
  - ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」
    - ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進
    - ・教育委員会として、ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備
  - イ ハラスメントのない職場環境づくり
    - ・ハラスメント防止指針の周知・徹底
    - ・管理職・一般職員研修の充実
    - ・相談窓口の活用周知

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

- ① 学校以外が担うべき業務
  - ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整
    - ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進
  - イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
    - ・県スクールロイヤーの活用等により、法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援
    - ・学校問題サポートチームによる、保護者、住民からの電話相談・面接相談及び早期解決への協力等の支援を実施
- ② 教師以外が積極的に参加すべき業務
  - ア 調査・統計等への回答
    - ・学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや、調査数等についても把握・

精選を継続実施し、調査数・量を縮減

#### イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・校務支援システムの活用を定着させること等により、情報の一元管理や処理の効率化を推進
- ・学校からの各種問い合わせへの対応や、ICT 支援員派遣等の支援を実施

#### ウ 部活動

- ・部活動の「ガイドライン」（「いきいき運動部活動」（4訂版）及び「文化部活動の在り方に関する方針」）に基づき、「ノー部活デー」を実施
- ・部活動指導員の配置

### ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

#### ア 授業準備

- ・指導計画作成に関して、ICTや生成AIの活用等のDX推進による業務効率化を推進

#### イ 学習評価や成績処理

- ・教育情報ネットワーク・校務支援システムのクラウド化を見据えたICT環境整備の推進
- ・新学習指導要領に対応したデジタル採点システム及びその後の成績処理業務全般も一元化できるシステムの導入を検討

#### ウ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラーによる生徒に関する教職員の相談や、カウンセリング等に関する教職員研修や助言等を実施
- ・但馬教育事務所に設置されている学校支援専門員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、弁護士等で構成される「学校問題サポートチーム」を活用し、効果的・機動的な支援を実施
- ・総合教育センター内に設置された、LD、ADHD等に関する専門知識を有する関係者で構成される「ひょうご専門家チーム」を、学校からの要請に応じて派遣依頼し、教職員へ指導助言を実施するとともに、同センター内に保護者等を対象とした相談窓口の活用周知
- ・日本語指導が必要な外国人生徒等やその保護者への県の母語支援員や通訳者による支援のほか、教職員への研修会等による支援を実施

#### ～その他の取組～

- ・教職員の勤務時間適正化 先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導・助言を実施
- ・教職員及び支援スタッフの体制の充実
- ・教職員の産前産後休暇及び育児休業等の取得に伴い学校に配置される教職員その他の教職員について、正規の教職員の計画的な配置の充実に努める
- ・教職員の校務の効率化やこどもの学びの充実に向けて、生成AI等の活用の促進

## (2) 健康の保持増進

### ～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定【再掲】
- ・各学校における衛生委員会の月1回以上の開催
- ・1箇月時間外在校等時間が月100時間超または2～6月平均80時間超の教職員への産業医面談指導等の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知
- ・心の健康づくり計画に基づき、各所属における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進

#### 心の健康づくり計画における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

### (3) 取組の実効性を高めるための推進体制の整備

取組の主体となる教育委員会及び学校が、現状の共有や有効な支援などを検討するため並びに全県共通目標及び取組の実施状況の評価・検証等を実施するため「香美町立小学校及び中学校教職員の勤務時間の適正化検討委員会」を継続運営

## 5 今後のフォローアップ

- ・「香美町立小学校及び中学校教職員の勤務時間の適正化検討委員会」及び定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、学校ホームページへの掲載や、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域への周知と理解促進
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校への本計画の周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実